令和８年度　第２回　岐阜県内水面漁場管理委員会　議事録
１．開催日時
令和８年１０月２３日（金）　１０：３０～１１：３０
２．開催場所
県庁１７階　１７０２会議室
３．出席者
委員の定数　１３名
出席委員　　９名
４．議題
議題６号　岐阜市鏡島地先の保護水面の管理計画の変更について（諮問）
議第７号　岐阜県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
議第８号　遊漁規則の一部変更について（諮問）
５．議事の経過
別添のとおり

会　　議　　録

発　言　者	発言内容
開　会	
事　務　局	本委員会定数１３名中９名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第６条で定める「過半数の出席」を満たしている。
議第６号　岐阜市鏡島地先の保護水面の管理計画の変更について（諮問）	
事　務　局	本議題は、水産資源保護法第２１条第４項において準用する同法第１８条第３項に基づき、岐阜県知事から意見を求められたものである。 岐阜市鏡島地先の長良川においては、水産資源保護法第１８条第１項に基づく保護水面が指定されており、同法第２１条第１項の規定により、管理計画が定められている。今回、鮎の産卵保護に係る禁止期間を変更するにあたり、当該管理計画について変更を行う必要があることから、本委員会の意見を聴くものである。 変更の理由は、温暖化による漁場環境及び漁業資源の変化に適応し、鮎資源を効果的に保全するために、鮎の産卵時期の１ヵ月の遅れを踏まえて、あゆの産卵保護の禁止期間を変更するものである。 具体的には、現行の採捕禁止期間である「９月１５日から１０月１５日まで」を１か月間後ろに移行し、「１０月１５日から１１月１５日まで」に変更するものであり、その他の管理計画の内容に変更はない。 なお、本委員会からの答申後、国との協議を予定していることから、協議の過程で必要となる文言の整理等の軽微な修正については、事務局に一任いただきたい。
会　　長	議第６号について何か意見はあるか。
委　　員	禁止期間の変更についての告知は、どのように行う予定か。
事　務　局	変更内容については、県ホームページでの公表に加え、岐阜県漁業調整規則の改正及び関係漁業協同組合における遊漁規則の改正等を通じて、遊漁者に対し十分な周知を図っていく予定である。
委　　員	遊漁に関するルールを知らない遊漁者が増加しており、懸念している。
事　務　局	遊漁に関するルールの周知については、議論、検討していきたい。
委　　員	管理計画の変更にあたり、保護水面におけるあゆの産卵状況について、水産研究所等による調査は行われたのか。
事　務　局	水産研究所等による科学的な調査データはないものの、当該水面には多くの遊漁者が集まっていることに加え、遊漁者への聞き取りにおいて、当該水面が長良川における主要な鮎の産卵場として認識されていることが確認されている。
委　　員	あゆの産卵状況について、水産研究所で研究していただきたい。
事　務　局	承知した。

会　　長	議第６号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異義なし	
会　　長	議第６号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第７号　岐阜県漁業調整規則の一部改正について（諮問）	
事　務　局	本議題は、漁業法第１７１条第４項により読み替えて準用する同法第５７条第５項、同法第１１９条第８項及び水産資源保護法第４条第７項の規定に基づき、岐阜県知事から意見を求められたものである。 今回は、温暖化による河川環境の変化に適応して、長良川における鮎資源の適切な保護・管理と、伝統漁法であるう飼漁の振興を図ることを目的として、次の２点について改正を行う。 １点目は、う飼漁法の漁期拡大である。あゆの採捕禁止期間を定めている規則第３５条において、その対象からう飼漁法を除外する。あわせて、う飼漁法の禁止期間を定めている規則第３７条において、その期間を「１０月１６日から翌年５月１０日まで」から「１１月１６日から翌年４月３０日まで」に変更する。 ２点目は、保護水面におけるあゆの採捕禁止期間の変更である。保護水面の管理計画の変更に合わせて、採捕禁止期間を定める規則第３４条を変更する。 また、規則第４０条で定める禁止区域における採捕禁止期間についても、現行の「9月２５日から１０月３１日まで」から、「１０月２５日から１１月３０日まで」に変更する。 本改正は、水産資源の保護および管理に資するものである。また、当該区域で当該時期に産卵するのは鮎のみであり、あゆ漁以外に調整を要する漁業が存在しないため、漁業調整上の問題はない。 規則改正に係る今後の予定については、本委員会において諮問した後、国との協議を行う。協議終了後、国へ認可申請を行い、国から認可を受けたのち、すみやかに公布、施行する。また、国からの認可に合わせて、これらの改正とともに、当該区域を含む漁業権を免許している漁業協同組合の遊漁規則および行使規則の禁止期間も変更するとともに、速やかにホームページ等で周知する予定である。 なお、本委員会からの答申後、国との協議を予定していることから、協議の過程で必要となる文言の整理等の軽微な修正については、事務局に一任いただきたい。
会　　長	議第７号について何か意見はあるか。
委　　員	近年、長良川で漁獲されるあゆが小型化していると感じるが、何か対策を予定しているか。
事　務　局	岐阜大学と水産研究所との共同研究を予定している。また、あゆの小型化傾向は全国でも見られていることから、他の機関による研究につい

	ても期待している。 　長良川おいては、平年の場合、天然資源と放流資源が半々で漁獲されるが、天然資源については、温暖化により産卵時期が遅れており、小型化が進む要因となっている。放流時期を早めることで、放流個体の成長期間を確保し、大型化を図ることができるため、小型化傾向にある天然資源を補完する効果が期待される。 　このため県では、鮎資源の維持・増大を図る観点から、種苗の早期遡上鮎を利用した親魚養成及び早期放流の取組を強化している。
委　　員	今回の規則改正により、あゆの採捕禁止期間が後倒しになるが、早期産卵群の産卵は保護できるのか。
事　務　局	早期産卵の主群の産卵についても、現行の採捕禁止期間より遅い時期に行われるため、規則改正を行うものである。
委　　員	禁止区域の期間変更について、１０月１５日からではなく、１０月２５日からとした理由はあるのか。
事　務　局	禁止区域の期間変更については、科学的根拠が必要であるが、現状、その根拠は、あゆの産卵時期が１か月遅れているというデータのみである。これに対応するため、今回の規則改正では、禁止区域の期間を１か月後ろ倒しにすることから、その始まりを１０月２５日としたものである。
会　　長	議第７号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異義なし	
会　　長	議第７号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第８号　遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事　務　局	本議題は、漁業法第１７０条第４項に基づき、岐阜県知事から意見を求められたものである。 　遊漁規則の変更については、漁業法第１７０条第５項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。 　今回申請のあった漁協の遊漁規則の変更は、３件である。 ・内共第１１号　揖斐川上流漁協 　変更内容：遊漁料減免対象者の拡大 ・内共第３７号、４４号、４５号　宮川下流漁協 　変更内容：矛盾する文言の削除 　　漁具・漁法の制限の明確化 　　遊漁料の額及び納付方法を明確化するため、文言の削除 　　現場加算料の明確化 　　重複する表現の削除

	遊漁料納付場所の明確化 遊漁証取扱所の明確化 特定釣漁場の料金納付に係る情報の公表方法の明確化 条ズレの修正 ・内共第４９号　岐阜県矢作川漁協、矢作川漁協 変更内容：矛盾する文言の削除 漁具・漁法の明確化 釣り専用区の期間の明確化 重複する表現の削除 遊漁料の改定 遊漁料の納付場所及び交付場所の明確化 現場加算料の明確化 遊漁証取扱所の場所の明確化 遊漁料免除規定の明確化 条ズレの修正 文言の修正 遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額についても増殖及び漁場の管理の費用に比して妥当なものであると考える。
会　　長	議第８号について何か意見はあるか。
意見なし	
会　　長	議第８号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会　　長	議第８号については「意見及び異議なし」で答申することとする。
閉 会	